

追加議案第1号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月16日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の概要について

1 改正理由

人事院報告による「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち令和4年4月1日に施行される非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員の措置に準じた所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 育児休業等の取得要件の緩和

育児休業及び部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」の要件を廃止します。(第2条及び第21条)

(2) 他の条例の一部改正に伴う読替規定の削除

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正に伴い、当該一部改正による改正前の条項に係る読替規定を削除します。(第18条)

(3) 育児休業に関して講じる措置

育児休業に関し、次の措置を講じることについて定めます。

①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認

②勤務環境の整備（研修実施、相談体制整備等）

(第25条及び第26条)

3 施行日

令和4年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町職員の育児休業等に関する条例（平成4年高根沢町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前			
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p> <p>(4)</p> <p>ア</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)</p> <p>第18条</p>		<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条</p> <p>(4)</p> <p>ア</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)</p> <p>第18条</p>			
第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例	第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例

		第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
--	--	--

（部分休業をすることができない職員）

第21条

（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないように

		第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第9条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする

（部分休業をすることができない職員）

第21条

（2） 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町規則で定める非常勤職員

しなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(規則への委任)

第27条 (略)

(規則への委任)

第25条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。